

まちづくり交流館時間外利用理由書

岬町まちづくり交流館利用要綱第8条の規定により、まちづくり交流館の利用時間は午前10時から午後5時までと定められていますが、下記理由により時間外に利用をいたたく、理由書を提出致します。

岬町長 田代 堯 様

令和 年 月 日

申請者

住 所

(団体名)

氏 名

電話番号

時間外利用をする理由：

(例：まちづくり交流館において、午前8時からモーニングを営業したく、午前6時より仕込み作業を行う必要があるため。)

(注意事項)

- ①理由書を提出いただいても、必ず許可できるとは限りません。
- ②午後10時～午前5時までの利用は原則認められません。利用時間の変更をお願いします。